

No.33



老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

3月14日の名古屋地裁一審判決は、国側の言い分をうのみにし、東電福島原発事故の教訓を踏まえない、超不当判決でした。もちろん、直ちに(3/28)に控訴しました。

私たちは、不当判決を各所で広め、控訴理由書説明会を開き、そして闘いを再開するにあたって決起集会(9/15)で海渡雄一弁護士のお話を聞きます。

10月9日の控訴審第1回口頭弁論では、再び傍聴席を埋め尽くしましょう！



して子どもたちの甲状腺がん多発の現実など、甚大な被害が続いていることを説明し、それでも、事故発生当時に想定された東日本壊滅(近藤俊介氏による最悪シナリオ)が偶然により避けられたことを肝に銘じなければいけないことも強調しました。

その上で、原発が経済合理性もなく、安定した電源でもなく、環境適合性もないこと、すでにドイツや台湾では脱原発が進んでいること、珠洲原発が建設中止になり志賀原発が止まっていたことで重大事故を回避できた能登半島地震の現実も訴えました。

【報告】8/31 控訴理由書説明会  
控訴審のポイントを説明！

厳しい残暑の中、会場にも多くの方にご参加いただき、ほぼいっぱいでした。Zoomも合わせて70名くらいでした。記者の関心も高かったです。

超不当な1審名古屋地裁判決は、それぞれの弁護士にとっても大きなショックだったそうです。反省と雪辱を込めた控訴理由書について、提出期限を控えて慌ただしい中でのポイント解説となりました。

録画や資料は、後日ホームページにUPします。控訴理由書もUPしますので、ぜひご覧ください。

#### 控訴理由書のポイント

中性子照射脆化、火山、司法審査のあり方等は次号でご紹介します。

#### <総論>

1審名古屋地裁で私たちは、原発事故の被害の甚大さ、深刻さを訴えて、万が一にも事故を起こさない視点で判決を書いてほしいと求めましたが、名古屋地裁民事9部は、東電福島原発事故の概要は述べてもわずか1ページで、その被害には全く言及しませんでした。

そこで、控訴理由書では、東電福島原発事故の被害を踏まえた原子力規制と司法判断でなければならないことを、あらためて裁判官に訴えようと総論にも力を入れました。新たに総論班も立ち上りました。

控訴理由書では、東電福島原発事故の現実をポイントを絞って訴えました。

今なお原子力緊急事態宣言が解除されておらず、東電福島原発事故が収束にはほど遠い現実や、福島県の発表でも2万人を超える人々が避難を余儀なくされている(区域外避難者は把握されていない、避難指示解除が進むと統計上除外されるため正確な避難者数がわからない)こと、深刻な放射能汚染と被ばくの被害と

#### <原告適格>

一般公衆の年間被ばく線量限度は1ミリシーベルトと定められています。ところが、名古屋地裁は、原発事故などが起きて放射能汚染がある状況で適用される年間20ミリシーベルトを基準(その場合の土壌汚染は148万ベクレル/m<sup>2</sup>)として、これを超えると想定される範囲に住む原告にしか、原告適格(原告としての

関西電力老朽原発 高浜1,2号機&美浜3号機

延長認可等取消訴訟 控訴審第1回口頭弁論

日時: 2025年10月9日(木) 傍聴整理券交付情報は  
10:00~11:00 高浜事件 SNSでお知らせします

担当: 名古屋高裁民事4部

11:10~12:00 美浜事件

担当: 名古屋高裁民事1部

場所: 名古屋高裁2号法廷

記者会見&報告集会 @桜華会館2階「梅の間」  
裁判終了後、すぐに桜華会館に移動して1時間  
ほど行います。

記者会見&報告集会 Zoomあり

<https://x.gd/AumkR>



資格)を認めませんでした。なお、原子力施設や医療機関で、被ばくの管理が必要となる放射線管理区域は4万ベクレル/m<sup>2</sup>超です。

原告適格を認めた距離は、高浜原発1,2号機は2基で170km、美浜原発3号機は1基なので110kmまでとなり、高浜事件13名、美浜事件13名が訴えを却下されました。

原判決は、原告適格が認められる範囲を「直接的かつ重大な被害」を受ける者としました。これはもんじゅ最高裁判決(1992年9月22日)を踏まえたものと考えられますが、被ばくによる被害に重大でないものなどありません。放射能による影響はしきい値(これ以下なら影響がないという線量)がなく、被ばくをすればリスクは確実に増えるので、生命、身体に対する不可逆的で甚大な被害です。法令により定められた年間1ミリシーベルトを超える場合には、法的に許容されないリスクが増加するので原告適格が認められるべきです。

また、原判決が年間20ミリシーベルトで線引きしたのは、東電福島原発事故と同様の事故が発生した場合に、この線量を超える被ばくのおそれがある地域の住民に対して避難指示が発令される可能性を重視したと思われます。

しかし、避難指示が発令されない地域に住む住民は、避難を行わず、もしくは避難が遅れることにより、むしろ被ばくリスクが高まり、生命、身体の安全等が侵害される可能性があります。それなのに、原告適格が認められないのは、事前の司法的救済を受ける手段を失うことになります。何らの救済手段も確保されないまま、リスクだけを負わされるようなことは手続き的正義や公平の理念に反します。

それに、東電福島原発事故で避難指示が年間20ミリシーベルトを超える地域とされたのは、単なる政策的判断に過ぎず、年間20ミリシーベルト以下の地域に住む人々の生命、身体の安全を犠牲にしただけです。

原告適格が認められる範囲を決める上で重要なのは避難指示が出されるかどうかではなく、あくまでも権利侵害の危険があるかどうかであるべきです。

そして、その基準は、年間1ミリシーベルトが採用されるべきです。控訴理由書では、年間1ミリシーベルトの根拠となる各種法令等を補強しました。

#### ＜使用済み核燃料・高レベル放射性廃棄物の審査基準の不存在＞

原判決は、わが国では核燃料サイクルの推進を基本方針として、使用済み核燃料を再処理し、再処理された高レベル放射性廃棄物の最終処分を行うこととしており、原子炉等規制法においては、分野別安全規制の下で、使用済み核燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の最終処分については、再処理業者や第一種廃棄物埋設事業者に対する規制等により必要な規制を行って

いるとの被告の主張を全面的に否定しました。「取組みは続けられており、核燃料サイクルが破綻しているということはできない」と書いています。

原告側は、

- ・使用済燃料の再処理を前提とする核燃料サイクルは破綻
- ・再処理後の高レベル放射性廃棄物(第一種廃棄物)の最終処分の目処も立っていない
- ・再処理施設が稼働しない状態が長期間つづき使用済み核燃料が再処理施設に移送されず、また中間貯蔵施設への移送もされないまま、原子力発電所の敷地に、長期かつ大量に保管されている
- ・政府は使用済み核燃料の全量再処理を見直さず、使用済燃料が再処理される前提とされている
- ・使用済み核燃料の危険性は東電福島原発事故で明確になっている

これらの問題点を指摘しましたが、原判決は一顧だにしませんでした。

控訴審においては、核燃料サイクルが破綻していること、使用済み核燃料処理の行き詰まりとして関電が福井県との使用済み核燃料県外搬出の約束を反故にし続けている現状を詳しく主張しました。

なお、原判決は、事実認定において、「原子力委員会は平成31年9月、『原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画』において『将来わが国の実情に応じた燃料サイクルを確立するため、増殖炉、燃料要素再処理等の技術の向上を図る』と定めた」としていますが、原子力委員会がこれを定めたのは昭和31年9月であり、原判決は重大な事実誤認をしています。同委員会は平成31年9月段階では、すでに使用済燃料の「全量再処理」の方針の見直しを提言しています。

#### ＜電気ケーブル＞

電気ケーブルは絶縁低下の問題に絞りました。



電気ケーブルについては、運転期間延長審査基準において「有意な絶縁低下が生じないこと」が求められていますが、「絶縁低下」という指標は極めて把握しにくいもので、経年劣化しても電気特性の変化は大きくなくて、ある時に急に絶縁低下を起こすそうです。そのため、経年劣化の代替指標として一般的に「破断時の伸び」(ケーブルを引っ張るとゴムやプラスチックの被覆が伸びる。そして、被覆が伸びきって破断したときの長さと、もとの長さとを比べてどれだけ伸びたかを把握する)が使用されています。そうであれば、基準を「破断時の伸び」とすべきであって、「有意な絶縁低下が生じないこと」を求める審査基準自体が不合理です。

また、ACAガイドという電気ケーブルの劣化に関する試験のやり方をまとめたガイドを電気ケーブルの劣化評価に使っているのですが、原判決はこのガイドは

具体的な審査基準に当たらないとしました。しかし、これに基づいて判断しているのですから、このガイドの適否が問題になります。

同ガイドでは、放射線や温度が高い状態において人工的に劣化させたケーブルを JIS 規格の耐電圧試験をすることになっているのですが、原子力安全基盤機構(JNES)がまとめた JNES-SS レポートでは、JIS 規格による試験（交流 1500 ボルトで 1 分間）をクリアしたケーブルでも、米国のアイ・トリプルイー (IEEE) のより厳しい耐電圧試験（交流 2600 ボルトで 5 分間）で不良を起こすものがあることが報告されていますので、このガイドを用いることに問題があります。

本件延長認可がなされた 2016 年より後の 2019 年に出された NRA 技術報告書（原子力規制委員会が委託した研究報告書）では、重大事故時の蒸気環境下を模擬して実験を行い、電気抵抗を測ると、絶縁抵抗値が事故発生直後に百万分の 1 ～ 千万分の 1 に急低下した結果が報告されました。事故中に絶縁抵抗値が下がることは本件延長認可時には検討されていませんでした。このような重大な知見が考慮されていない延長認可は違法です。



#### <地震>

地震動審査ガイドでは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めているのに、関西電力はばらつき（過去の地震の観測データのばらつき）を考慮せず、原子力規制委員会もそれによらししてしまっています。

被告・規制委は、不確かさを考慮しているからばらつきを考慮しなくていいと主張します。不確かさの考慮として、断層の長さを長くしたり、アスペリティ（断層面において強く固着している領域。ここが大きく滑って強い地震波を出す）の位置を敷地近くに置いているなどと言うのですが、ばらつきの考慮の規定は全く別のところに書いてあり、別に考慮するのが当たり前です。

地震動審査ガイドでは、地震調査研究推進本部地震調査委員会（地震本部）による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」（通称「レシピ」）等の最新の研究成果が考慮されていることが求められています。

地震本部は、2016年の熊本地震の知見を踏まえて、2016年12月9日付でレシピを修正しました。

レシピの（ア）、（イ）とは、

- ・入倉・三宅式によって地震規模を推定する「（ア）過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合や詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」
- ・松田式等によって地震規模を推定しそれに入倉・三宅式を適用して震源断層面積を推定する「（イ）地表の

活断層の情報をもとに簡便化した方法で震源断層を推定する場合」

ですが、地震本部の修正では、詳細な活断層調査をすればレシピ（ア）の手法だけを用いればよいということではなく、特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して、（ア）のみならず併せて（イ）の方法についても計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定すべきと注意喚起をしたものでした。（ア）だけでは過小評価をしてしまうおそれがあるのです。

発足当初の規制委で委員長代理を務め、地震の審査を担当していた島崎邦彦さんは、委員退任直後より、入倉・三宅式が松田式等他の経験式よりも地震規模を小さく設定することの問題を幾度も指摘していました。島崎さんは、大飯原発差止訴訟控訴審（名古屋高裁金沢支部）における証人尋問で、未だにレシピ（ア）を使って（イ）を使わないという規制委の審査は「大変な欠陥というか、大変困った状況だと思いますね」と証言しています。

本件では、（イ）の方法による計算結果を吟味・判断していないので違法です。

地震動審査ガイドには、「アスペリティの応力降下量（短周期レベル）については、新潟県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認する」と規定されています。旧保安院における「地震・津波に関する意見聴取会」では、藤原広行委員から新潟県中越沖地震のアスペリティ応力降下量の絶対値である 25 MPa を検討することが提案されていたにもかかわらず、原子力規制委員会はこの点の検討を未だ行っていません。

本件原発におけるアスペリティ応力降下量を 1.5 倍しても 20 MPa 前後です。

東京電力が提出した報告書では、新潟県中越沖地震の際の短周期レベルは 1.56～1.78 倍とされており、最大値である 1.8 倍、さらに余裕を上乗せして 2 倍程度を要求すべきですが、何ら検討された形跡がありません。

\*応力降下量：地震前後での断層面上のせん断応力の減少量。大きいと硬く壊れて短周期の波を多く出す。短周期の揺れは原発の重要機器への影響が大きい。

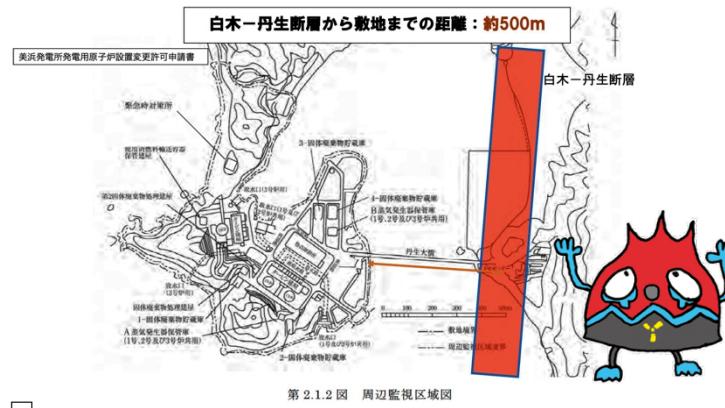
美浜原発に固有の争点として、「震源極近傍」未審査問題があります。美浜原発の敷地境界から東にわずか 500m に白木-丹生断層、西 1.7km には C 断層という、いずれも逆断層があります。原子力規制委員会は、震源が敷地に極めて近い場合は特別の考慮をするというルールを自ら設けているのに、美浜原発では、その審査をした形跡がありません。

この極近傍規定の制定過程で専門家（防災科研の藤原広行氏）は、極近傍では従来の計算手法は破綻するので、別の形で不確かさを上乗せすべきだと指摘して

いて、その距離は「1kmとか2km以内」とも言っています。

原判決が少しだけよかったのは、白木-丹生断層との距離を600mと認定したことです。被告は炉心からの距離で1km強と説明していましたが、テロ対策の特重施設がどこにあるかわからないので敷地全体を考慮しないといけないということを、事実上、裁判所は認めました。

しかし、極近傍とされた敦賀原発の浦底断層は250mだから、本件は当たらないとしてしまいました。でも、規制委はそのような審査すらしていません。しかも、規制委は、島根原発については、2km弱の宍道断層は極近傍に当たるから検討しなさいと中国電力に指示をしました。結論的には極近傍に当たないと判断したのですが、本件では指示も何もしていません。



ため、ほぼ毎年、原発に関する講座を開設しています。

今年は、被害者の年代が若い311子ども甲状腺がん裁判について、私たちの弁護団でもある中野宏典弁護士に話していただきました。講義はたいへんご好評をいただきました。

311子ども甲状腺がん裁判の原告の貴重なインタビューを含む子ども甲状腺がんについての動画をOurPlanet-TVさんからお借りして上映することができました。アワプラさんに感謝ばかりです。

中高生からは、初めて知ったとの感想が多かったですが、中にはずっと気になっていたので深く知ることができてよかったです」という声もありました。

中高生からは、

「普段の生活では聞けない話だから講座を受けることができてよかったです。」

「甲状腺がんと東電福島原発事故がどう関係するのだろうと思って話を聞いたら、思っているよりも原発事故で大きな被害があったことを知った。」

「裁判に訴えている人たちがいることを初めて知った。」

「事故から時間が経っているのにがんになってしまったことに驚いた。」

「なぜ被害が認められないのか、国がもっと保障するべき。」

「事故で同じ思いをする人を出してはいけない。」などの感想がありました。

一般参加の方からは、福島の子どもたちの甲状腺がん多発についての過剰診断説を聞いてモヤモヤしていましたけど、過剰診断ではないことがわかったとの感想も。

今後も、この問題にご注目をお願いします。そして広めてください。

【報告】5/23 中部電力本店前金曜行動 600回

東電福島原発事故後に政府の要請を受け、中部電力が浜岡原発を全基停止してから14年。

この間、中電本店前金曜行動は600回、粘り強く浜岡原発廃炉を訴えてきましたが、廃炉は実現していません。40年廃炉訴訟市民の会の草地共同代表、40年廃炉訴訟弁護団の北村団長もスピーチしました。愛知県内の脱原発運動のほかに、静岡の金曜アクションから芳賀直哉さんが参加しました。

中部電力本店前金曜行動は、毎週金曜日18:00～19:00です。少しのお時間でもぜひご参加を。第2金曜日は他の市民運動からの連帯アピールもあります。

【報告】6/20 高浜1,2号機延長認可から9年  
金曜行動に合流  
@中部電力本店前 + @関電東海支社前

## 【ご案内】井野博満さん新刊

### 『脱原発の技術思想

#### —技術はどうあるべきか、その将来展望—

40年廃炉訴訟1審名古屋地裁では、意見書の作成や証人尋問など多大なご協力をいただいた井野博満さん（東大名誉教授、金属材料学）が、これまでの論考などをまとめた書籍を出版されました。

40年廃炉訴訟市民の会では、こちらの書籍をお預かりして、著者割引価格2,000円で販売いたします。

集会等の会場にて、ぜひご購入ください。

### 『脱原発の技術思想

#### —技術はどうあるべきか、その将来展望—

井野博満

2025年7月10日 初版1刷

発行 アグネ技術センター

定価 2,750円（本体価格 2,500円+税 10%）

## 【報告】7/21 愛知サマーセミナー

中野宏典弁護士「311子ども甲状腺がん裁判と私たち」

愛知サマーセミナーは、私立学校の教員や生徒、保護者らが実行委員会を担って、誰もが無料で講座を開講でき、無料で受講できる開かれたイベントです。

私たち市民の会は、若い世代に原発の問題を伝える

2016年6月20日、原子力規制委員会は、高浜原発1,2号機の20年の運転期間延長を認可しました。40年廃炉訴訟市民の会は、毎年、この日に街頭宣伝等を行っています。今年は金曜日なので、金曜行動に合流してアピールしました。

中部電力の浜岡原発3号機も、38年になる老朽原発です。再稼動をあきらめるようアピールしました。防波壁の審査、建設を経て、再稼働できるとしても40年をはるかに超えることは明らかですから。

関電東海支社前(地下鉄高岳駅4番出口)は、同じく毎週金曜日、19:00~20:00



in おおさか

#### 【報告】6.8 もうやめよう あぶない原発！大集会

老朽原発うごかすな！実行委員会主催「もうやめよう あぶない原発！大集会 in おおさか～第7次エネルギー基本計画、GX 脱炭素電源法 NO！～」が、大阪・うつぼ公園で6月8日に開かれました。原発回帰を食い止めようと1200人が結集しました。

実行委員会が創意工夫して作り上げた巨大紙芝居が原発政策の誤り、危険性を訴えました。40年廃炉訴訟市民の会の横断幕も使っていただきました。

各地からのスピーチでは、当会の草地共同代表も登壇し、「3月14日の名古屋地裁判決は結論ありきの酷い判決だった。東電福島原発事故の被害について全く書いていない。老朽原発の危険性に向き合わない無責任な判決だった。」と報告しました。

小雨が降る中での御堂筋デモでは、若者の飛び入り参加もあるなど注目を浴びました。

#### 【お知らせ】年内に決定書交付

仮処分即時抗告審@金沢支部

美浜3号機、高浜1～4号機運転禁止仮処分

昨年3月29日に福井地裁が、住民による運転差し止めの申し立てを退けた美浜3号機と高浜1～4号機の仮処分は、現在、名古屋高裁金沢支部で即時抗告審が係争中です。7月11日に第4回の審尋が行われ、終

結しました。大野和明裁判長は、決定書の交付日は明示せず、年内には出したい、出す日が決まれば2週間前までには双方に連絡すると述べたそうです。

#### <美浜3号機>

井戸謙一弁護士から、主張を出し尽くすべく、立証責任論、基準地震動策定におけるばらつきの考慮、震源極近傍、減肉事故、避難計画などについて補充の書面を提出し、プレゼンを行ったと報告がありました。プレゼンを通じて、東電福島事故が風化し、政府の原発政策の転換もある中で、しかし、原発のリスクは変わらないどころか、むしろ、地震や国際情勢からしてもリスクは高まっていて、原発を止めることができるのは司法しかないのだから覚悟を持ってほしいと裁判官に訴えかけたそうです。

裁判官がしっかり受け止めてくれるといいのですが、河合弘之弁護士によれば、居眠りしていた裁判官もいたとか。

藤川誠二弁護士は、昨年10月に発生した海水配管減肉事故についてプレゼンを担当。配管内に弁があるため流速が変わり減肉が起こりやすい箇所で起きた事故です。配管全体を取り換えず、部分的に配管内面のコーティングを補修したところ（しかも耐久性が低いとわかっているコーティング材で）、その部分がはがれて、12mmの厚さの鋼鉄製の配管がわずか10ヶ月半程度で減肉して穴が空きました。原発は13ヶ月運転して定期検査を行っていますので、定期検査で未然に気づいて防止することすらできない事故です。原発に張り巡らされている膨大な配管のどこかでこのような減肉が起きていることを想定し、配管が減肉しているところに地震に襲われるリスクも考えなくてはいけないと訴えました。

#### <高浜事件>

笠原一浩弁護士から、基準地震動と避難計画の問題について、基準地震動の設定が緩いことや大地震が起きれば避難できないことについて、また、高浜原発では減肉事故が繰り返し起きている問題も主張したと報告がありました。

抗告人の中島哲彦さんは、高浜1～4号機を止めてほしいと申し立てているが、少なくとも老朽化した1、2号機は止めてほしいと強調したと話しました。

#### <原発の運転は本来自由だ？事故は起きないから抗告人は被害者ではない？関電のおそるべき増長>

最後に、井戸弁護士が、関電の書面にこれまでなかった主張があると報告し、注意を呼びかけました。

立証責任論について、一つは、本来は原告にある立証責任を被告に転換すべきだと原告側は主張していますが、関電は、「人格権に基づく妨害予防請求が、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとす

るものであることに鑑みれば、軽々に修正されるべきものではない。」つまり、人がどういう商売しようが本来自由だ、その自由を制限しようとするのだから、制限する理由は原告側が立証しろと主張してきたとのこと。しかし、原発は許可制なので原則は禁止で自由ではありません。原子力規制委員会が審査して許可したものだけが設置、運転ができるのです。

井戸弁護士が数多くの関電相手の裁判をしてきた中でも、このような主張は初めてだそうです。

もう一つは、関電は、原発が事故を起こす可能性はないのだから、抗告人らを被害者とみなして、その保護のために抗告人らの主張・立証責任を軽減ないし相手方に転換すべきなどとはいえない、つまり、被害者ではないと主張してきたそうです。

危険施設の運転差止めを求める裁判においては、現時点で事故が起こっているわけではないけれど、事故が起こる可能性があり、人格権を侵害される可能性があるから差し止めを求めて、それについて裁判所は立証責任を転換してきた歴史があります。

いま現在も抗告人は、いつ事故が起こるかわからないと思って毎日生活している、それ自体が被害であり、日常的に放射性物質が放出されている被害もあるのに被害者ではないと言い切る開き直った関電の姿勢を注意しなければならないと、井戸弁護士は述べました。

博友の父は弁護士だった。依頼者にとことん寄り添い、相談者から大変信頼されていた。また、忙しいあいを縫って博友と遊んでくれる優しい父だった。一緒にキャッチボールをするのが樂しみだった。博友は、父をものすごく尊敬していた。父のような弁護士になりました。

中央大学法学部を卒業後、司法試験に挑んだ。しかし、なかなか合格できなかった。20台・30台と苦しい期間が過ぎ、40台になると弁護士を一度あきらめ、司法書士になった。しかし、父の中条法律事務所での献身的な仕事ぶりを見ていて、もう一度、弁護士をめざしたいと思った。法科大学院で学び、ついに2021年合格した。「生きてて良かった」と思った。博友は、弁護士になってからの一日一日は「宝物」のようだと思っている。父は、博友が弁護士になったのを見とどけて、昨年8月に93歳で亡くなった。博友は、父が80台後半まで続けていた仕事を引き継いだ。

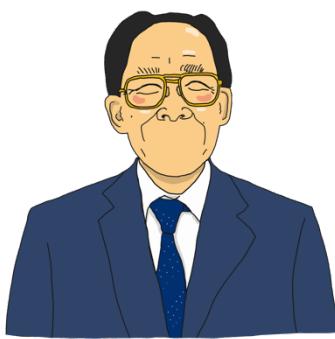
司法試験合格者は、1年間の司法修習を受ける。弁護士・検察官・裁判官の修習をそれぞれ3ヶ月ずつ受け、どれになるか決めるのだ。中条は、弁護士修習を最初に受けることになったこと、さらに指導弁護士が北村栄だったことを「運命的」と感じた。北村が、毎日毎日、相談者の法律相談に真摯に取り組んでいる姿、彼らから「北村先生におまかせしたい」と言われ信頼されているところは、中条の父親と同じだった。

中条は北村を尊敬し、人生の師と仰いでいる。その理由は、北村が依頼者だけでなく、他の弁護士まで救う人だからだ。北村は、中条のマイナスの感情をひっくり返してくれた。中条は、長い浪人生活のうちに劣等感を抱くようになっていた。それに対して、北村は、「逆です！劣等感をもつことはまったくない。あなたの経験や苦労は弁護士の仕事に活かされる」と言った。中条はびっくりした。そんなことを初めて言われたからだ。

中条は、老朽原発廃炉訴訟の弁護団に入って、原発がいかに危ないかが世間に知られていないことを痛感した。福島第一の事故は、東京、ひいては日本全体を壊滅させる可能性もあった。政府は原発を国策として進め、また原発に回帰しようとしている。今や原発を実際に止められるのは裁判しかない。だから、これを知ってしまった以上、弁護士が取り組むことは使命だと思う。人権を守ることが弁護士の原点だからだ。

原発の問題は技術的な部分など難しい。苦しい仕事だ。しかし、弁護団はものすごく忙しい中、真剣に取り組んでいる。白熱した議論をしている。一審判決は、被告側の主張を丸飲みするものだったが、これを覆すために裁判官をいかに説得するか。中条は、弁護団の総

## 【toold40 インタビュー】中条博友 弁護士 弁護士としての一日一日は「宝物」



弁護士・中条博友は、老朽原発40年廃炉訴訟の一審判決を2025年3月14日に聞いた。そして、かねてからの北村栄弁護団長の勧めに応じて、弁護団に参加することを決めた。中条は、2022年に弁護士登録したばかりの新人弁護士だ。

弁護士修習の指導弁護士が北村団長だったこと、愛知県弁護士会で藤川誠二・弁護団事務局長と同じグループになったことを「運命的」と思った。

1960年、名古屋市に生まれた中条は、引っ込み思案のおとなしい子どもだった。体が弱かったので、母は博友に水泳を習わせた。天白区から金山のスポーツガーデンまでバスで通った。母がウィンナーソーセージと卵焼きのお弁当を作つて一緒に通ってくれたのを覚えている。100mを泳ぎ切ると白い旗をもらえるのが嬉しかった。おかげで自分に自信を持つことができ、風邪ひとつ引かない丈夫な体になった。



【お知らせ】9/15 原発回帰させるもんか！  
～控訴審勝訴へ向けて  
海渡雄一弁護士講演  
「全国の原発訴訟の現状と展望について」

政府は原発回帰の動きを強めていますが、全国の原発訴訟はそれに抗して頑張っています。全国の原発訴訟の現状と展望について、脱原発弁護団全国連絡会の共同代表・海渡雄一弁護士からお話を聞きます。ぜひお集まりください。パネルディスカッション＜海渡弁護士、北村栄弁護団長、藤川誠二弁護団事務局長＞もあります。

日時：2025年9月15日（月・休）14:00～16:45

会場：ウインクあいち 11階 1101会議室

JR名古屋駅桜通口から徒歩5分

Zoomでご参加の方はこちらから➡

<https://x.gd/qiU4T>

参加費無料・カンパ歓迎

主催：老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

\*終了後、17:30ごろから、名古屋駅・桜通口交番前で街頭宣伝します。



【お願い】2025年度会費納入をお願いします！

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2025年度も引き続きご支援をお願いします。会費は2,000円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっています。）2024年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

\*新しく会員募集リーフレットを作りました。配布してくださる方は市民の会事務局にご連絡ください！

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号：00810-0-153748

口座名義：40年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイソショウシミンノカイ）

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード：9900（ゆうちょ銀行）

店番号：089

当座預金

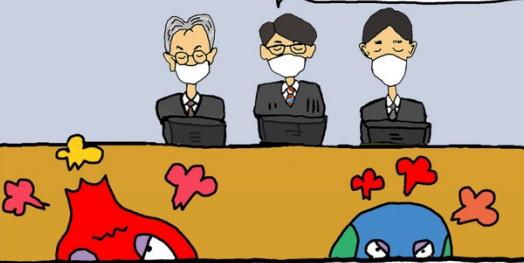
店名：〇ハ九店（ゼロハチキュウ店）

口座番号：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

デンジャラスくんNo.33 破綻している

核燃料サイクルが破綻しているとはいえない



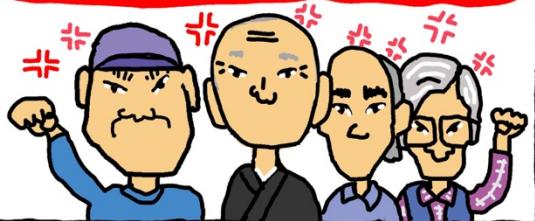
石皮綻している！

関電は県外搬出の約束守らす



関電 美浜原発増設計画再開発表

使用済み核燃料の行き場もないのに！



美浜原発は活断層の巣の中  
老朽原発も新增設もダメ！



♡茶畠和也個展 11/1～7  
@ギャラリー安里（名古屋市・覚王山）

【デンジャラスくん通信 発行責任】

★老朽原発40年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL: 080-9495-9414

E-mail: toold40citizens@gmail.com

HP: <http://toold-40-takahama.com/people/>  
FB、Instagram、TwitterなどはHPからどうぞ